

FAQ

研修期間について

- Q1. 以前、『研修当時、日本手外科学会代議員が常勤する施設で研修を受けたことが証明できる場合は、これを研修期間に含めることができる。』の特例があった。これが認められれば来年の受験資格を満たせるが、来年もこういう特例は継続されるか。
- A1. 継続する。『研修当時、日本手の外科学会評議員が常勤する施設で研修を受けたことが証明できる場合は、これを研修期間に含めることができる。』という特例は、現在でも有効である。
- Q2. 2006年以前に現在の専門医が指導医として在籍し、その指導医の元で研修を受けたことは申請時の条件となる研修履歴の対象外か。2006年以前の研修も認められるのであれば、いつまで遡りカウントしているか。
- A2. 2007年以前については、当時の手の外科学会の評議員が常勤していれば研修として認める。現在は専門医であっても当時の評議員でなければ認められないが、2014年の専門医試験受験までは移行措置として個別の事例を委員会が判断する。
- Q3. 当時は専門医制度もなく認定研修施設ではなかったが、以前の勤務先が現在の手外科認定研修施設であれば認定研修施設での研修とカウントしてよいか。
- A3. 当時に手外科の専門医（2007年以前は評議員）の指導による研修を受けていたか否かが問題である。現在認定施設になっているか否かはまったく関係ない。
- Q4. 勤務施設は2010年5月末に研修施設に認定され、現在も自分は研修中だ。2009年5月末頃に承認された手外科専門医の指導を当院で現在まで受けている。その手外科専門医が非専門医であった2007年春頃から直接指導を受けている。2002年春頃現在の認定研修施設で4か月間研修を行ない、現在まで手外科中心に診療を行なっている。この条件で3年間の研修期間が認められるか。
- A4. 2014年の専門医試験受験までは移行措置として個別の事例を委員会が判断する。
- Q5. 通算5年以上の手外科に関する研修期間を有し、そのうち日本手外科学会認定研修施設(以下「研修施設」という)で通算3年以上の研修期間を有するという新ルールだが、今まで研修施設の研修期間は1年で良かった。急に変更になり今後の受験することが難しい。また、個人病院の場合、今からどこかの施設で2年も研修を受けることはできない。対策はないか？
- A5. 過去の勤務実績で、3年間の研修と認められる可能性があれば、専門医資格認定委員会が個別に判断する。
- Q6. 日整会専門医取得後の3年間の手外科診療の実績はどのような形式で証明が必要か、常勤である必要があるか。
- A6. 常勤である必要はない。診療実績証明書の提出が必要。
- Q7. 大学附属病院が認定研修施設に登録されている場合、大学院生として外来や手術などの臨床業務からは一時的に離れてはいるが、(手外科に関連する)基礎研究に従事しながら、カンファレンスや勉強会等に出席している状況は、上記「認定研修施設における研修」の期間に含まれるか。それともあくまで認定施設は「病院」であるので、病院における臨床業務への従事実績がないと研修として認められないか。
- A7. 基礎研究の期間は原則として研修期間として認めません。ただし、研究内容(臨床研究等)によって認めることもあるので、大学院名、在学期間研究題目、指導教官名等を具体的に連絡すれば、個別に委員会が判断する。

- Q8. 以前勤務していた病院の運営母体が代わってしまったが、勤務証明書はどのようにすればいいか。また、当時の手外科専門医の指導医は転勤でいないが、指導医のサインはどうすればいいか？
- A8. 運営母体が変わり、新病院で過去の勤務証明書が出せない場合は、当時の部長あるいは手外科指導医による証明書で良い。提出症例の指導医のサインは当時の手外科指導医にしてもらう。
- Q9. 手外科専門医制度ができて専門医と認定されてからも専門医との診療が必要なのか。
- A9. 専門医資格の更新に、『他の専門医との勤務が必要』という条件はない。

研修実績について

- Q10. 日本整形外科学会専門医の資格を取得して3年たつのは2012年の4月だ。申請時には2年半しか経過していない。申請は無理だろうか。
- A10. 原則、不可であるが、2012年度は細則が申請直前で改訂になったこともあり、試験受験時に3年を満たしている場合は認める。
- Q11. 研修実績は日本手外科学会入会前のものでも大丈夫か。
- A11. 構わない。

書類の記載方法について

- Q12. 指導医が複数勤務している病院での勤務期間があるが、指導医のサインは代表の専門医でも構わないか？もしくは携わった当時の指導医全員のサインが必要か？
- A12. 代表の1名でよい。
- Q13. 申請書に記入する内容は、全て最近5年間についてか？たとえば、施設一覧表では、過去に在籍した施設まで記入する必要があるのか？
- A13. 新規申請の場合（様式1-3）は過去に在籍した施設全てを、更新の場合（様式2-3）は最近5年間に在籍した施設を記載する。
- Q14. 現在の手帳の内容を貼りつけて申請しても大丈夫か？手帳に既に記載の内容を再度記入するのは労力もかかる。
- A14. 学会・教育研修会参加等一覧表（新規申請の様式1-8、更新の様式2-6）、学会発表一覧表（新規申請の様式1-9、更新の様式2-7）、論文発表一覧表（新規申請の様式1-10、更新の様式2-8）、講演一覧表（新規申請の様式1-11、更新の様式2-9）は、従来の研修・専門医手帳（のコピー）の提出で代用できる。
- Q15. 研修カリキュラム対応疾患一覧表に関してだが、症例一覧表の症例を含めての最近5年間の症例全てを対象として記入するのか？また、基礎や基本手技の項目について、どのように対応すればいいのか？
- A15. 更新の場合は、研修カリキュラム対応疾患一覧表を提出する必要はない。
- Q16. 教育研修講演単位などはシールで管理していたと思うがそれをワープロ内で申請するだけでよいのか？参加を証明するものとしてシールや学術集会参加証の提出は必要ないのか？
- A16. 必要である。手帳やシール（のコピー）を提出すること。

更新申請の猶予措置について

- Q17. 専門医になってから、産休・育児休暇があった場合は更新の際は猶予期間として含まれるのか。
- A17. 含む。専門医制度細則第4章第11条5のやむを得ない事情として認められるので、猶予される。しかし第4章第11条6に規定により、次の認定期間はその分短くなる。
- Q18. 更新を予定しているが猶予を利用した場合、申請書類はあるのか。
- A18. 2012年の更新に限っては猶予の申請をしなくても、2013年の更新の際に猶予と認める。2013年以降は、事情を記載して事務局まで届ける必要があるが、特に申請の書式はない。

Q19. 猶予を利用すると来年の申請時から遡って5年以内の実績の提出が必要か。

A19. 猶予となった場合は、前回の認定日から申請日までの期間の実績について提出する。(1年の猶予の場合は6年で150例、更新後は4年で150例)